

本件事故当時、地質調査業等を営んでいた申立人が、本件事故により、従来の調査装置が使用出来なくなったとして、営業損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1 営業損害	4, 594, 916円
2 調査装置新規導入費用	5, 565, 000円

期間（上記損害項目1について）

平成23年3月11日から本和解成立日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金10, 159, 916円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月8日

（仲介委員長 永石一郎、仲介委員 若林弘樹、同 野田幸裕）